

## 第4回中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会 会議録

### 1 日時

2012（平成24）年12月21日金曜日 午後3時～午後5時

### 2 場所

中野区役所特別集会室

### 3 出席者（敬称略）委員7名、事務局職員

#### 【学識経験者】

無藤隆委員、和泉徹彦委員

#### 【子育て支援関係者】

汐見和恵委員

#### 【保育園関係者および幼稚園関係者】

小山貴好委員、上原秀夫委員

#### 【公募区民】

秋原智委員、抜田寛子委員

#### 【事務局委員】

高橋信一（子ども教育部長・教育委員会事務局次長）

海老沢憲一（子ども教育部副参事保育園・幼稚園担当、就学前教育連携担当  
幼児研究センター所長）

志田浩道（保育園・幼稚園分野幼児施策計画担当係長）

山口静江（保育園・幼稚園分野民間保育担当係長）

内野清次（保育園・幼稚園分野入園相談担当係長）

### 4 配布資料

資料1 審議会におけるこれまでの主な議論・意見についてのまとめ

資料2 これまでの議論を踏まえた認可保育所保育料及び認証保育所保護者補助の改定の考え方(案)について

資料3 階層分布比較（平成17年度・現行・階層定義を変更した場合）

資料4 認可保育所保育料改定シミュレーション(税階層定義の改定)（参考）

資料5 認可保育所保育料改定シミュレーション(保育料の金額改定)（参考）

資料6 23区 延長保育料(平成24年度、3歳未満児の場合)

資料7 23区 多子世帯への減免制度

- 資料7-2 認証保育所保護者補助を改正した場合の経費増試算（認可保育料階層基準改正し補助金額上限4万円とした場合）（参考）
- 資料8 23区 家庭福祉員制度における利用者負担（基本保育料）・中野区内のベビーホテル
- 資料9 23区 認可外保育施設（認証保育所・家庭福祉員を除く）を利用する保護者への補助制度
- 資料10 幼稚園保護者負担額の公私間較差是正の経過
- 資料11 幼稚園・認定こども園と認可保育所の保護者負担比較
- 資料12 幼稚園と保育園のサービス及び利用者負担の比較
- 資料13 審議会答申の骨子（案）

## 5 議題

- (1) 配布資料および第3回審議会議事録について確認
- (2) 審議内容

### \* 審議会におけるこれまでの主な議論・意見について

(委員)

これまでの議論でも、資料1 1-⑩で確認しているように負担増はバランスのとれたなめらかなものがよいという意見で合意していたと思います。

それを考えてみたときに、資料3で分布をグラフで示してあるのはとてもわかりやすいです。平成17年と現行のグラフを比べてみたときに、分布がなめらかで無く、特定の階層に集中してしまっています。それを維持させるような、資料5のような形で改定すると分布はなめらかになることが無く改定されてしまうことになります。

(委員)

資料5の改定（15%増額）の場合は、資料3のグラフ（階層ごとの分布数）に変化はありませんね。

(委員)

資料4にあるような、ある程度配慮した改定が望ましいのではないのでしょうか。

また、資料4のような形の区切りだけでは、まだ少し違和感があります。資料3階層定義を変更したグラフで見たところのD15以降（D15～D21）の分布がアンバランスです。D15～D17階層の人数分布が少ないのに対して、D18～D19の人数が大きくなっています。このあたりをなめらかに出来るような配慮がされるとよいと思います。

(委員)

資料4の左側を見ていただくとわかりますが、D15～D17は前年分所得税が

3万円刻みで区切っているのに対し、D18以降は15万円刻みになっていますので分布人数も多くなっています。かなり以前の国の基準（事情）で階層区分がこうなったのかもしれませんが結果的には違和感がありますね。

直すのは階層区分を細かく区切れれば良いことなので、それは区の判断で決めてもらうことになると思います。

現在2案が出ていて、1案目は階層定義を変更して高額所得階層を細かく区分する案、2案目は一律の改定率（15%）で改定する案です。

一律の改定率（15%）で改定する案は、これまでの議論の主旨から外れるので、階層定義の変更の方がこれまでの審議に沿うのではないかと思います。階層定義の変更というのは、税制改正で所得税が変更になって保育料が下がった分を元通りにするとともに、高所得階層を増設している（利用者の）納得が得られやすいのではないかと思います。その方向で手直しをお願いします。

#### \* 認可保育所以外の保育サービスの負担のあり方について

（委員）

資料7-2によると、AB階層の方は全額認証保育所保育料を自己負担してください、ということですね。（A階層は0人、B階層は25人在園（23年度実績値））

認可外保育施設といっても社会福祉の一環なので所得の低い人が高い保育料を払うということになります。

（委員）

資料3階層分布比較によると、階層定義を変更した場合D21階層は294人（年間延）いることになっています。

認可保育所保育料の階層定義の変更をして保育料負担が大きくなり、高額所得者層の場合など認証保育所に入所した方が安くなれば認証保育所を選択して、その分認可保育所に余裕が出来るのでB階層の方が入りやすくなるのではないのでしょうか。

認証保育所保育料の方が安くなれば認証保育所を選ぶ可能性が出てくると思います。

（委員）

保育料の問題がなくなれば、認可保育所と認証保育所とどちらを選ぶかは保育の質など別の項目で考えるようになりますね。

資料7-2は一律の補助金額なので、金額については検討の余地があると思います。

（事務局）

自治体によっては、低所得者層に補助を厚くして、補助金上限額に差をつけるなどの方策をとっている自治体もあります。

（委員）

補助額を所得階層によって変化をつけることは、総計が変わらなければいけないのでしょうか。当審議会にて原則を明瞭にすれば良いと考えます。

(委員)

認可保育所保育料の設定について高額所得の方の保育料を引き上げると、補助金額の有無に関わらず認証保育所を選択される方が増えてくるのではないかという、委員のお話はその通りだと思います。そのこととのバランスを取るのも、当審議会と一緒に議論するのが良いのではと考えます。

(委員)

新しい子ども・子育て支援新制度のもとでは、認証保育所はおおむねは認可保育所に転換すると思いますので、保育料としては基本的には同様となります。

それまでの経過措置として考えると認証保育所保育料を認可保育所保育料に近づけていく方向でないといけないと思います。

(委員)

前回資料によると、世田谷区が認証保育所への補助金額が少ないです。世田谷区は待機児童数が多い区なので、認証保育所保育料の補助をしてしまうと申込者がさらに増えて潜在的なニーズを掘り起こしさらに待機児童が増えることとなります。

中野区で認証保育所保育料補助金の増額（2万円から4万円に）を実施する場合、どれくらい潜在的なニーズを掘り起こしてしまうのかというところも検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

(委員)

新しい子ども・子育て支援新制度のもとでは潜在的ニーズ調査もしなければならぬのでそこははっきりさせなければなりません、中野区の場合は住民の転出入が激しいので保育料や補助金額によっては転入が増えるかもしれませんね。

(事務局)

東京都全体では、対象年齢の45%が潜在的ニーズであるとされています。そのうち37～38%が実際に保育を受けている割合です。

申し込みをされていない方も多くいらっしゃいますが、保育需要の掘り起こしになるかもしれません。

(委員)

認可保育所と認証保育所の逆転は避けた方が良いという点、認証保育所補助金についてAB階層への配慮という点の2点について検討をお願いします。

**\* 認可保育所利用者の基本保育料以外の負担の考え方について、認証保育所を除く認可外保育施設の利用者負担について、（AB階層からの給食費の徴収について）**

(委員)

延長保育料定額制（全階層同額）というのは、働く人のニーズに合っていないように思います。

18時までの勤務であれば良いのですが、それ以降の人は延長保育を利用せざるを得ないので、働く人の立場で考えると中野区のように階層で延長保育料が設定されている方が良いと思います。

(委員)

働いている間の時給相当にあたるような応能負担の考え方でしょうか。

定額というのは、利用が比較的利用が少ない場合の発想でしょうか。

(委員)

定額の考え方には、何人延長保育で預かるか、という事業者側の方針もありますが、ある一定の人員を確保しておかなければならないのでその部分を定額保育料にしてまかなうという考え方があるのかもしれない。

利用者側から考えると、毎日延長保育利用になる方と、月の中で数回の利用しかない方とでは定額への考え方も違うかもしれません。

(事務局)

中野区では延長保育については、月極めでの利用のほかに、スポット利用があり1回500円です。複数回利用すると月極めの金額を超えてしまうケースもあります。

(委員)

その都度利用の複数回利用について、延長保育料の月上限額を設定している事業所もあります。

但し事業所側に負担が発生していて、その都度利用の方が得、という考えからかその都度申し込みをされてしまうことがあります。延長保育の需要の想定がつきにくくなり職員配置など保育体制が大変なのですが、やはりその都度利用でも上限額は設定しておいて、ある程度のところで利用者負担額をそれ以上にしないというふうにした方が良いのではないかと思います。

(事務局)

延長保育について資料6は区立認可保育所の場合です。私立保育所の延長保育は自主事業であることから、階層区分によらず一律で定めている園もあります。ただし、その場合でもAB階層の利用者については配慮がされています。

このように、11時間開所後の延長保育については自主事業という考え方から、他の自治体も一律に延長保育料を定めているところもあると思います。

(委員)

以前、電力の供給に関連して時差出勤が求められた際、企業としてはせっかく取り組みに参加したのに、18時以降の勤務が生じてしまい保育料の負担が出てしまったということがあります。

企業としては努力して時差出勤など取り組みに参加したのに、保育所に子どもを預けている利用者にとっては不利益な状況になってしまったという、社会現象と矛盾した状態になってしまっていたことがあります。

月極利用は現行の中野区の応能負担のままで良いのではないのでしょうか。

スポット利用は1回あたりの利用金額を決め、月の上限金額を定めた方が良いのではないかと思います。

(委員)

働く人の立場で考えると、今小山委員がおっしゃったような考え方が受け入れやすいと思います。これからは女性の労働力が必要となる時代なので、きちんとその労働を支えるという意味では中野区の制度のほうが良いのではないのでしょうか。

(事務局)

補足ですが、資料6の金額は延長保育1時間目の保育料です。区立直営保育所の延長保育は1時間の実施ですが、指定管理者園や私立保育所のほとんどが2時間の延長保育を実施し、「1時間目の延長保育料プラス2時間目の延長保育料4000円」の園が多いです。

(委員)

勤務形態としては9時から18時までの勤務が一般的なのではないかと思いますので、それ以外の時間での勤務形態は全体から見ると少ないのではないのでしょうか。

通勤時間等考慮しても19時位までというのが妥当なのではないかと思います。

(委員)

延長保育については基本的には現行の中野区方式（応能負担）で良いのでしょうか。

多子世帯や給食費についてのご意見はありますか。

(事務局)

第1回目の時に、多子世帯への保育料についてご意見がありました。

(委員)

幼稚園は兄弟姉妹であっても一律に保護者に負担を求めていますので、認可保育所の場合は所得に関係なく3人目の保育料負担が無い（認可保育所に3人とも在籍している場合の3人目）というのが幼稚園利用者にとっては不公平であるように感じました。

ただ、現在少子化が進んでいる状況であるので、子ども3人以上はいた方が良いと思います。社会としては必要であることなので、保育料の多子減免制度については現行どおりで良いと考えます。

(委員)

(多子世帯への減免制度や給食費について) 現行通りでよろしいですね。(異論なし)

#### \* 認可保育所、認証保育所以外の利用者負担について

(委員)

家庭福祉員やベビーホテルを利用されている方は認可保育所への申し込みはしているのですよね。

家庭福祉員は、食事の提供が無い（家庭から弁当持参）のがとても大変で負担が大きいです。0歳で授乳期であればミルクや母乳を冷凍保存して用意するなどができますが、離乳食が始まると、1回食2回食と成長に合わせた食事を家庭で作って持っていくこととなります。その負担がとても大きくて大変なので、保育料の点で配慮があってもいいのではと考えます。

（委員）

認可保育所に入所できないため家庭福祉員を利用しているのに、利用料金が定額というのも不合理な気がします。（23区中19区が定額。ただし区によっては保護者補助が有り応能負担となっている。中野区は所得に応じて保育料0円から30,000円）

（委員）

どのくらい出来るかわかりませんが、同じ中野区の子どもということで考えれば、サービスの違いに応じた保護者負担の差があった方が良いのではと思います。

（委員）

子ども・子育て支援新制度では小規模保育所を国の補助で拡充する方向です。

ベビーホテルなどで東京都の基準を満たさない施設が小規模保育所となるかは、今の時点では小規模保育所の基準自体が明確になっていないのでわかりませんが、

ある程度の規模の施設を持っていれば小規模保育所として国からの補助が入ると思います。

（事務局）

ベビーホテルは、施設や規模においてかなり差があります。認証保育所に近い設備の施設から、家庭的な施設まで様々です。

（委員）

事業者への補助という形ではなく、利用者負担ということで今議論をしているので、利用者の立場からすると、サービスや設備面でも（充足度は）低いし、けれど利用者負担は高いという状況です。

（委員）

家庭福祉員やベビーホテルについての区の対応は、現在の方針を維持するかたちで良いですね。（異論なし）

#### \* 幼稚園・認定こども園と認可保育所の利用者負担額の比較について

（委員）

資料11の比較は、資料4で示されているD21階層での金額です。幼稚園通所者への補助金は私立幼稚園等保護者補助金や就園奨励費などがありますが、所得の階層区分は保育所保育料ほど細かくなく、東京都はある一定の所得を超えると補助金額0円となっています。中野区は補助金額0円とならないようにしていますが、他の自治体では0円のところもあります。

資料 11 に例示されている以外の所得階層の方の保育料で比較すると差は大きくなり低所得者層については(資料 11 の表の) 倍以上の格差が出てくるのではと思います。

私立幼稚園等保護者補助金や就園奨励費などの補助金は、かなり収入の低い層でないと受け取れない状況です。

また、幼稚園では受益者負担として、教材費も保護者負担としています。保育料以外にそういった教材費や入園料などの負担があります。

幼稚園はサービスの内容が違い、ニーズの違いがあるからということで利用料金の違いも説明できますが、認定こども園は、ニーズは違いますがサービスの内容は同じなのでそこに格差が生じています。

幼稚園は経営が直接収入に頼っている部分があるので、東京都からの補助は保護者への直接補助になります。収入の高い層は(保育所と幼稚園の) 差は縮まって行きますが収入の低い層は差が広がる可能性があります。

(委員)

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園も基本的には応能負担となりますので差が縮まって行くと思います。幼稚園の応能負担については保育所と全く同じにするかどうかはまだ議論途中なので明確になっていませんが、世帯収入ごとに近づく方向性はあります。

そのことを念頭に置きながらもう少し検討できるか余地ありです。

中野区のように公私較差是正に踏み込んでいる区はあまりありませんね。

(委員)

今後の政治の動きによっては幼稚園の場合は変動が予想されます。どこに所属するのか(省庁など) や認定こども園になるのかも不確定です。保育園保育料についても今後の動きで二年後に再度改定などしなくてはいけなくなるかもしれません。

幼稚園側からすると保護者補助金をもう少しあげてもらえれば幼保較差の是正につながると思います。

(委員)

新制度も含め、今後の動きが不明な部分が多いことを考慮すると、今保育園と幼稚園の較差について現状を改定するのは賢明ではないと考えます。

### (3) 審議終了、今後の予定

第5回25年1月29日火曜日午前10時からの開催(予定)

終了。